

特定非営利活動法人 SHIP 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 SHIPという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、MSM (Men who have sex with men) を含む性的マイノリティや一般社会のジェンダー規範で生きづらさを抱える人々が健康で自分らしく生きられるための健康支援と自立支援を行う。特にメンタルの支援や HIV/AIDS 等性感染症の予防・啓発事業及び広く一般市民を対象に性的指向やジェンダーアイデンティティに関する国民の理解を深め、より包括的な社会の実現を目指すための社会啓発事業、教育事業、情報収集・提供事業を行い、もって性的指向やジェンダーアイデンティティに関わらず、全ての市民の多様性や人権が尊重され、自分らしく健康に生きられる社会の実現をもって、福祉の増進および人権擁護に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 健康支援事業
- (2) コミュニティ支援事業
- (3) 一時保護や自立支援事業
- (4) 人権擁護に関する一般社会への啓発事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 特別会員 この法人の目的に賛同し、かつ理事会が必要と認める行政・教育機関及び学識経験者、またはこの法人の発展に特に功労のあった個人。
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納し、催促にも応じず本人が支払う意志がないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) この法人に対する分裂活動を取ったとき。
- (4) 活動で知り得た個人情報守秘義務に違反したとき。
- (5) 他会員を著しく中傷したり、他会員のプライバシーを著しく損害し、第三者に暴いたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 役員の選任等に関する事項

(5) 理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(6) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項及び第52条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録

を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) 入会金及び会費に関する事項
- (4) 長期借入金に関する事項
- (5) 事務局の組織等に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし議事が緊急を要するもので、出席した理事の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、全理事が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 理事会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 41 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 44 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に理事会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第51条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうち、解散総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	星野 国夫
副理事長	井戸田 一朗
理事	日高 庸晴
監事	児玉 智子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 25 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正 会 員 (個人・団体)	0 円
特別会員	0 円
賛助会員 (個人・団体)	0 円

(2) 年会費

正 会 員 (個人・団体)	5,000 円
特別会員	0 円
賛助会員 個人 1 口	10,000 円 (1 口以上)
団体 1 口	20,000 円 (1 口以上)

附 則

この定款は、平成 28 年 4 月 22 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 29 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 年 月 日から施行する。

令和 7 年 度 事 業 計 画 書

法人の名称 特定非営利活動法人 SHIP

1 事業活動方針

性的マイノリティの孤立を防止するために、性的マイノリティの個別相談（電話相談・対面相談）と交流の場の提供を行う。また、多様性を認め合う社会づくりを目的に、一般社会への啓発活動を行う。

また、近年、男性のDV被害やトランスジェンダーの性被害や虐待が増えているが、県内には性自認が男性の公的な一時保護所が県内にないため、男性と性的マイノリティのDV・性被害・虐待などの総合相談と、男性と性的少数者の一時保護所の開設を行う。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 健康支援事業

ア HIV/AIDS 等性感染症の検査の実施

- ・内 容 HIV・性感染症検査（即日検査）
- ・日 時 4月～3月 毎月1回（年12回）
- ・場 所 横浜市内
- ・従事者人員 延べ48人（4人／回）
- ・受益対象者 ゲイ・バイセクシュアル男性 100人
- ・支出見込額 1,026,570 円

イ 相模原市臨時検査支援業務

- ・内 容 HIV・性感染症検査（即日検査）
- ・日 時 12月（年1回）
- ・場 所 相模原市内
- ・従事者人員 延べ4人
- ・受益対象者 ゲイ・バイセクシュアル男性 20人
- ・支出見込額 84,000 円

ウ カウンセリングによるメンタルヘルス支援

- ・内 容 臨床心理士による有料の対面カウンセリング
- ・日 時 4月～3月まで 毎月4回
- ・場 所 横浜市内
- ・従事者人員 4人／月
- ・受益対象者 性的マイノリティやその家族など 110人
- ・支出見込額 291,000 円

エ ホットラインによるメンタルヘルス支援

- ・内 容 性的マイノリティに関する電話相談
- ・日 時 4月～3月まで 毎週1回
- ・場 所 横浜市内
- ・従事者人員 2人／回
- ・受益対象者 性的マイノリティやその家族など 120人
- ・支出見込額 515,800 円

オ 横浜市個別相談支援（横浜市委託事業）

- ・内 容 臨床心理士による無料の対面カウンセリング
- ・日 時 4月～3月まで 月2回
- ・場 所 横浜市内（西区福祉保健活動拠点「フクシア」）
- ・従事者人員 2人/月
- ・受益対象者 性的マイノリティやその家族など 48人
- ・支出見込額 1,102,400 円

カ 神奈川県性的マイノリティ派遣型個別専門相談（神奈川県委託事業）

- ・内 容 臨床心理士等専門相談員の派遣
- ・日 時 4月～3月まで 年36回
- ・場 所 神奈川県内の公共施設
- ・従事者人員 性的マイノリティやその家族など 36人
- ・受益対象者 36人
- ・支出見込額 399,600 円

キ 横須賀・大和性的マイノリティ派遣型個別専門相談（横須賀市・大和市委託事業）

- ・内 容 臨床心理士等専門相談員の派遣
- ・日 時 4月～3月まで 年15回
- ・場 所 横須賀市内・大和市内の公共施設
- ・従事者人員 15人
- ・受益対象者 性的マイノリティやその家族など 15人
- ・支出見込額 114,950 円

② コミュニティ支援事業

ア コミュニティスペースの運営

- ・内 容 性的マイノリティが恒常的に集い情報を得ることができるコミュニティスペースの開設。
- ・日 時 4月～3月まで 週4日 年170日
- ・場 所 横浜市内
- ・従事者人員 1～2人/回
- ・受益対象者 性的マイノリティに理解のある方 400人
- ・支出見込額 2,484,850 円

イ グループミーティングの開催

- ・内 容 グループミーティングの開催、ラジオ配信
- ・日 時 4月～3月まで年60回、ラジオ配信は年24回
- ・場 所 横浜市内
- ・従事者人員 2～3人/回
- ・受益対象者 性的マイノリティやその家族など 250人
- ・支出見込額 1,001,560 円

ウ 横浜市交流スペースの運営（横浜市委託事業）

- ・内 容 性的マイノリティが自由に集い情報を得ることができる場の提供
- ・日 時 4月～3月まで 月2回
- ・場 所 男女共同参画センター横浜（戸塚）・男女共同参画センター横浜北（あざみ野）
- ・従事者人員 2～3人/回
- ・受益対象者 性的マイノリティやその家族など 120人
- ・支出見込額 1,103,500 円

エ 横須賀市性的マイノリティ交流会

- ・内 容 10代・20代を対象としたグループミーティングの開催
- ・日 時 4月～3月まで 年間12回
- ・場 所 横須賀市内
- ・従事者人員 2人/回
- ・受益対象者 性的マイノリティやその家族など 48人
- ・支出見込額 401,600 円

オ 性的マイノリティのピアサポート相談事業（神奈川県委託事業）

- ・内 容 性的マイノリティ当事者によるトークイベント、および、相談、交流、情報提供の機能を有したスペース運営
- ・日 時 4月～3月まで 年間12回
- ・場 所 神奈川県内（藤沢、厚木、小田原）
- ・従事者人員 2人/回
- ・受益対象者 性的マイノリティやその家族など 36人
- ・支出見込額 465,800 円

カ オンライントークイベントの開催

- ・内 容 性的マイノリティ当事者の座談会形式によるオンラインイベント
- ・日 時 4月～3月まで 年6回
- ・場 所 オンライン
- ・従事者人員 4人/回
- ・受益対象者 性的マイノリティやその家族など 75人
- ・支出見込額 113,000 円

③ 一時保護や自立支援事業

ア 男性や性的マイノリティのDV・性暴力・虐待被害者の総合相談事業

- ・内 容 相談員育成とネットワークづくり、電話相談の実施
- ・日 時 10月～3月まで 電話相談 毎週1回、派遣相談 年20回
- ・場 所 神奈川県内
- ・従事者人員 1～2人/回
- ・受益対象者 男性や性的マイノリティなど 200人
- ・支出見込額 3,279,000 円

イ 一時保護や自立支援事業

- ・内 容 男性の一時保護所開設と自立支援
- ・日 時 2月～3月まで 42日間（一時保護 3人）
- ・場 所 神奈川県内
- ・従事者人員 30人
- ・受益対象者 男性や性的マイノリティなど 3人
- ・支出見込額 1,437,600 円

④ 人権擁護に関する一般社会への啓発事業

ア 講演活動

- ・内 容 学校・相談機関向けの性的マイノリティ理解に向けた講演活動
- ・日 時 年130回
- ・場 所 神奈川県内とその周辺の学校・相談機関
- ・従事者人員 1～2人/回
- ・受益対象者 行政職員や教員、一般市民 12,000人
- ・支出見込額 1,500,000 円

イ 啓発資材の作成

- ・内 容 啓発資材を作成し、県内の中学校・高等学校に配布
- ・日 時 年 2 回
- ・場 所 神奈川県内の中学校・高等学校
- ・従事者人員 1 ～2 人／回
- ・受益対象者 行政職員や教員、一般市民 20,000 人
- ・支出見込額 440,400 円

令和 8 年 度 事 業 計 画 書

法人の名称 特定非営利活動法人 SHIP

1 事業活動方針

性的マイノリティの孤立を防止するために、性的マイノリティの個別相談（電話相談・対面相談）と交流の場の提供を行う。また、多様性を認め合う社会づくりを目的に、一般社会への啓発活動を行う。

また、前年度に引き続き、男性と性的マイノリティのDV・性被害・虐待などの総合相談と、男性と性的少数者の一時保護所の運営を行う。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 健康支援事業

ア HIV/AIDS 等性感染症の検査の実施

- ・内 容 HIV・性感染症検査（即日検査）
- ・日 時 4月～3月 毎月1回（年12回）
- ・場 所 横浜市内
- ・従事者人員 延べ48人（4人／回）
- ・受益対象者 ゲイ・バイセクシュアル男性 135人
- ・支出見込額 1,200,000 円

イ 相模原市臨時検査支援業務

- ・内 容 HIV・性感染症検査（即日検査）
- ・日 時 12月（年1回）
- ・場 所 相模原市内
- ・従事者人員 延べ4人
- ・受益対象者 ゲイ・バイセクシュアル男性 20人
- ・支出見込額 84,000 円

ウ カウンセリングによるメンタルヘルス支援

- ・内 容 臨床心理士による有料の対面カウンセリング
- ・日 時 4月～3月まで 毎月4日
- ・場 所 横浜市内
- ・従事者人員 4人／月
- ・受益対象者 性的マイノリティやその家族など 110人
- ・支出見込額 291,000 円

エ ホットラインによるメンタルヘルス支援

- ・内 容 性的マイノリティに関する電話相談
- ・日 時 4月～3月まで 毎週1回
- ・場 所 横浜市内
- ・従事者人員 2人／回
- ・受益対象者 性的マイノリティやその家族など 120人
- ・支出見込額 515,800 円

オ 横浜市個別相談支援（横浜市委託事業）

- ・内 容 臨床心理士による無料の対面カウンセリング

- ・日 時 4月～3月まで 月2回
- ・場 所 横浜市内(横浜市青少年相談センター、西区福祉保健活動拠点「フクシア」)
- ・従事者人員 2人/月
- ・受益対象者 性的マイノリティやその家族など 48人
- ・支出見込額 1,102,400 円

カ 神奈川県性的マイノリティ派遣型個別専門相談(神奈川県委託事業)

- ・内 容 臨床心理士等専門相談員の派遣
- ・日 時 4月～3月まで 年36回
- ・場 所 神奈川県内の公共施設
- ・従事者人員 36人
- ・受益対象者 性的マイノリティやその家族など 36人
- ・支出見込額 399,600 円

キ 横須賀・大和性的マイノリティ派遣型個別専門相談(横須賀市・大和市委託事業)

- ・内 容 臨床心理士等専門相談員の派遣
- ・日 時 4月～3月まで 年15回
- ・場 所 横須賀市内・大和市内の公共施設
- ・従事者人員 15人
- ・受益対象者 性的マイノリティやその家族など 15人
- ・支出見込額 114,950 円

② コミュニティ支援事業

ア コミュニティスペースの運営

- ・内 容 性的マイノリティが恒常的に集い情報を得ることができるコミュニティスペースの開設。
- ・日 時 4月～3月まで 週4日 年170日
- ・場 所 横浜市内
- ・従事者人員 1～2人/回
- ・受益対象者 性的マイノリティに理解のある方 400人
- ・支出見込額 2,519,700 円

イ グループミーティングの開催

- ・内 容 グループミーティングの開催、ラジオ配信
- ・日 時 4月～3月まで年50回、ラジオ配信は年24回
- ・場 所 横浜市内
- ・従事者人員 2～3人/回
- ・受益対象者 性的マイノリティやその家族など 250人
- ・支出見込額 862,000 円

ウ 横浜市交流スペースの運営(横浜市委託事業)

- ・内 容 性的マイノリティが自由に集い情報を得ることができる場の提供
- ・日 時 4月～3月まで 月2回
- ・場 所 横浜男女共同参画センター(戸塚・あざみ野)
- ・従事者人員 2人/回
- ・受益対象者 性的マイノリティやその家族など 120人
- ・支出見込額 1,103,500 円

エ 横須賀市性的マイノリティ交流会

- ・内 容 10代・20代を対象としたグループミーティングの開催

- ・日 時 4月～3月まで 年間12回
- ・場 所 横須賀市内
- ・従事者人員 2人/回
- ・受益対象者 性的マイノリティやその家族など 48人
- ・支出見込額 401,600 円

オ 性的マイノリティのピアサポート相談事業（神奈川県委託事業）

- ・内 容 性的マイノリティ当事者によるトークイベント、および、相談、交流、情報提供の機能を有したスペース運営
- ・日 時 4月～3月まで 年間12回
- ・場 所 神奈川県内（藤沢、厚木、小田原）
- ・従事者人員 2人/回
- ・受益対象者 性的マイノリティやその家族など 36人
- ・支出見込額 436,800 円

カ オンライントークイベントの開催

- ・内 容 性的マイノリティ当事者の座談会形式によるオンラインイベント
- ・日 時 4月～3月まで 年6回
- ・場 所 オンライン
- ・従事者人員 4人/回
- ・受益対象者 性的マイノリティやその家族など 75人
- ・支出見込額 113,000 円

③ 一時保護や自立支援事業

ア 男性や性的マイノリティのDV・性暴力・虐待被害者の総合相談事業

- ・内 容 相談員育成とネットワークづくり、電話相談の実施
- ・日 時 4月～3月まで 電話相談 毎週1回、派遣相談 年45回
- ・場 所 神奈川県内
- ・従事者人員 90人
- ・受益対象者 男性や性的マイノリティなど 180人
- ・支出見込額 3,314,000 円

イ 一時保護や自立支援事業

- ・内 容 男性の一時保護所開設と自立支援
- ・日 時 4月～3月まで 336日（一時保護 24人）
- ・場 所 神奈川県内
- ・従事者人員 30人
- ・受益対象者 男性や性的マイノリティなど 24人
- ・支出見込額 3,258,000 円

④ 人権擁護に関する一般社会への啓発事業

ア 講演活動

- ・内 容 学校・相談機関向けの性的マイノリティ理解に向けた講演活動
- ・日 時 年130回
- ・場 所 神奈川県内とその周辺の学校・相談機関
- ・従事者人員 1～2人/回
- ・受益対象者 行政職員や教員、一般市民 12,000人
- ・支出見込額 1,500,000 円

イ 啓発資料の作成

・内 容	啓発資材を作成し、県内の中学校・高等学校に配布
・日 時	年 1 回
・場 所	神奈川県内の中学校・高等学校
・従事者人員	1 ～2 人／回
・受益対象者	行政職員や教員、一般市民 20,000 人
・支出見込額	482,200 円

活動予算書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 SHIP

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1、受取会費			
(1) 正会員会費	112,000		
(2) 賛助会員会費	160,000		
受取会費計		272,000	
2、受取寄附金			
(1) 受取寄付金	1,783,000		
(2) ボランティア受入評価益	0		
(3) 施設等評価益	0		
受取寄附金計		1,783,000	
3、受取助成金			
(1) 受取補助金	6,850,600		
補助金計		6,850,600	
3、事業収益			
(1) 自主事業収益	823,000		
(2) 受託費	3,666,800		
(3) 講演料収入	3,000,000		
事業収益計		7,489,800	
4、その他の収益			
(1) 受取利息	300		
(2) 原稿料収入	20,000		
(3) 雑収入	50,000		
その他の収益計		70,300	
経常収益計			16,465,700
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	6,994,000		
ボランティア評価費用	0		
人件費計	6,994,000		
(2) その他の経費			
業務委託費	283,300		
諸謝金	3,117,750		
印刷製本費	551,000		
会議費	28,800		
旅費交通費	1,185,000		
通信運搬費	910,610		
消耗品	644,200		
水道光熱費	117,400		
地代家賃	1,284,350		
賃借料	198,320		
施設等評価費用	0		
備品	300,000		
支払手数料	16,900		
業務委託費	30,000		
雑費	100,000		
その他の経費計	8,767,630		
事業費計		15,761,630	

(単位:円)

科目		金額	
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	300,000		
ボランティア評価費用	0		
役員報酬	120,000		
人件費計	420,000		
(2) その他の経費			
諸謝金	30,000		
印刷製本費	0		
旅費交通費	30,000		
通信運搬費	10,000		
消耗品	20,000		
会議費	0		
水道光熱費	17,100		
地代家賃	35,400		
賃借料	0		
保険料	20,000		
租税公課	75,000		
支払手数料	10,000		
支払寄付金	0		
雑費	30,000		
その他の経費計	277,500		
管理費計		697,500	
経常費用計			16,459,130
経理区分振替額			0
当期正味財産増減額			6,570
前期繰越正味財産額			4,992,146
次期繰越正味財産額			4,998,716

活動予算書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 SHIP

(単位: 円)

科目	金額	
I 経常収益		
1、受取会費		
(1) 正会員会費	112,000	
(2) 賛助会員会費	160,000	
受取会費計		272,000
2、受取寄附金		
(1) 受取寄付金	1,648,000	
(2) ボランティア受入評価益	0	
(3) 施設等評価益	0	
受取寄附金計		1,648,000
3、受取助成金		
(1) 受取補助金	8,550,000	
補助金計		8,550,000
3、事業収益		
(1) 自主事業収益	1,214,000	
(2) 受託費	3,666,800	
(3) 講演料収入	3,000,000	
事業収益計		7,880,800
4、その他の収益		
(1) 受取利息	300	
(2) 原稿料収入	20,000	
(3) 雑収入	50,000	
その他の収益計		70,300
経常収益計		18,421,100
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	8,355,230	
ボランティア評価費用	0	
人件費計	8,355,230	
(2) その他の経費		
業務委託費	163,300	
諸謝金	3,607,750	
印刷製本費	665,000	
会議費	30,000	
旅費交通費	1,204,400	
通信運搬費	820,850	
消耗品	620,200	
水道光熱費	197,400	
地代家賃	1,654,200	
賃借料	198,320	
施設等評価費用	0	
備品	0	
支払手数料	16,900	
業務委託費	15,000	
雑費	150,000	
その他の経費計	9,343,320	
事業費計		17,698,550

(単位:円)

科目	金額		
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	300,000		
ボランティア評価費用	0		
役員報酬	120,000		
人件費計	420,000		
(2) その他の経費			
諸謝金	30,000		
印刷製本費	0		
旅費交通費	30,000		
通信運搬費	10,000		
消耗品	20,000		
会議費	0		
水道光熱費	17,100		
地代家賃	35,400		
賃借料	0		
保険料	20,000		
租税公課	75,000		
支払手数料	10,000		
支払寄付金	0		
雑費	30,000		
その他の経費計	277,500		
管理費計		697,500	
経常費用計			18,396,050
経理区分振替額			0
当期正味財産増減額			25,050
前期繰越正味財産額			4,998,716
次期繰越正味財産額			5,023,766